

令和 年 月 日

保護者様

帝京長岡高等学校長
浅川 節雄

感染症による出席停止について（通知）

お子さんが現在かかっていると思われる病気は学校保健安全法により、他の生徒にうつるおそれのある期間は出席（登校）できないことになっております（出席停止）。医師の診察、治療を受け、出席（登校）してもよいと認められましたら、下記の「感染症診断通知書」に記入していただき登校させてください。

なお、感染症診断通知書の発行は、医療機関のご厚意により無料のところもありますが、**文書料として有料となる場合もあります**のでご承知おきください。

学校保健安全法施行規則 令和5年4月28日改正

病名	出席（登校）停止の期間（基準）
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	症状により医師において伝染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで
その他（ ）	医師の指示があるまで

※ 第2種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、上記の期間出席停止となります。ただし、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りではありません。

担当医様

この生徒の現在かかっている疾病が治癒し、又は、他の生徒にうつるおそれなくなりましたら、保護者または生徒に「出席（登校）してもよい」旨のご指導をいただき、下記の通知書によりお知らせくださいますようお願いいたします。

感染症診断通知書

帝京長岡高等学校 年 組 氏名

病名 診断日 年 月 日

上記の生徒は治癒、または、他の生徒にうつるおそれがないと認められますので通知します。

出席（登校）してもよいと認められる日 年 月 日から

医療機関名

担当医師名

※ 医療機関名はゴム印で記載をお願いします